

令和4年度EV充電設備設置可能性等調査事業業務委託 募集要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務委託名

令和4年度EV充電設備設置可能性等調査事業業務委託

(2) 業務内容

ア 目的

川崎市内全測定局におけるNO₂の環境基準の下限値(0.04ppm)の達成や脱炭素社会への移行に向けて取組を進めるにあたり、走行時の大気汚染物質排出量やCO₂排出量がゼロであるEVを普及拡大していくことは重要な取組の一つである。

一方で、本市における乗用車のEV普及率が約0.2%であるという現状を踏まえると、普及促進に向けた啓発の取組等のソフト面の取組推進が必要なほか、EVが普及していく上で欠かせない充電設備の実態把握や、実態を踏まえた課題の抽出、課題の解決に向けた検討を進める必要があり、行政に特に求められるのは、EVの利用環境を整えていくことと考えられる。

以上のことを踏まえた時に、EVの普及が進まない要因の一つとして、EV充電設備の設置個所数が十分でなくそれに伴う電欠への不安感から、EVの導入が躊躇されることが挙げられる。そこで、次に示す充電方法ごとにEV充電設備を充実させ、EV充電設備の利用環境を向上させることにより、EVの普及を目指し、大気環境の改善、脱炭素社会に向けた取組の推進を図る。

イ 業務概要

(ア) 市内におけるEV充電設備設置目標調査

- a 最適EV充電設備設置数目標調査
- b 最適EV充電設備分布調査

(イ) 共同住宅におけるEV充電設備設置目標調査

- a EV充電設備設置数目標調査
- b EV充電設備設置事例調査
- c 駐車スペース調整方法調査

ウ 委託内容

仕様書(別紙)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月17日(金)まで

(4) 委託金額の上限

5,250,000円(税込)

(5) 担当部署

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課(川崎市役所第3庁舎17階) 阿久津担当

所在 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2530 (直通)

電子メール 30kyoso@city.kawasaki.jp

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 企画提案書評価委員会開催時に、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、「市場調査(20-02)」の種目で登録されていること

3 参加意向申出書の配布、提出及び問合せ先

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書(様式1)を提出してください。

- (1) 参加意向申出書の提出場所及び問合せ先
1(5)に同じです。

- (2) 提出方法
上記提出場所に、持参により提出してください。

- (3) 提出期間
提出期間：令和4年5月27日(金)から令和4年6月14日(火)まで
受付時間：午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

4 提案資格確認結果通知書の交付

3により参加意向申出書を提出した者には、令和4年6月15日(水)までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。

なお、提案資格確認結果通知書の交付後に提案を辞退する場合は、令和4年6月24日(金)午後5時までに辞退届(様式2)により届け出てください。

5 問合せ

- (1) 質問受付期間
令和4年6月15日(水)午前9時から令和4年6月17日(金)午後5時まで
- (2) 質問書の様式
質問書(様式3)により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メールにより質問書を提出してください。 30kyoso@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法

令和4年6月22日（水）までに全社に電子メールにて送付します。

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の作成

ア 提案内容

(ア) 市内におけるEV充電設備設置数目標調査及び最適EV充電設備分布調査

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において定められているEVの充電設備の設置目標（2030年までに15万基）や本市における人口動態、EV保有台数、主な公共施設や商業施設の立地、「川崎市大気・水環境計画」等各種計画を考慮し、川崎市市内における最適なEV充電設備設置数目標を設定する上での考え方をお示してください。また、市内における最適なEV充電設備の分布について、提案する上での地域特性や交通の状況などの考え方を示してください。

(イ) 共同住宅におけるEV充電設備設置数目標調査、EV充電設備設置事例調査及び駐車スペース調整方法調査

(ア)で検討した最適なEV充電設備設置数目標の達成に向け、共同住宅における設置目標数について、設定する上での考え方を提案してください。提案にあたっては共同住宅の割合が約70%を超える本市の状況やEV保有者の約90%が戸建住宅に居住していることなどを考慮してください。

EV充電設備設置事例調査にあたっては、既存住宅の事例や新築住宅の事例、共有の場合の事例や全戸に設置している事例など、調査を実施の上、手引きを作成いただくこととしておりますので、その調査方法や手引き作成の考え方及び活用方法について、提案してください。

駐車スペース調整方法調査については、最新の充電設備における充電方法や、アプリ等を活用した駐車スペース管理が可能な事業者（市内含む）の調査を予定していますので、その調査方法や考え方について、提案してください。

(ウ) その他の提案

- a 提案者のEV充電設備に関する知見、調査実績、セールスポイント等を示すとともに、本委託業務にどのように活かしていくかを説明してください。
- b 本委託業務の作業スケジュール概要を説明してください。
- c 本委託業務の実施体制（人員配置、スタッフ等）を説明してください。

イ 書式、部数等

(ア) 書式

任意です。ただし、企画提案書内に社名を入れしないでください。

(イ) 枚数等

A4サイズで、片面12枚以内（表紙は含まず）です。

(ウ) 部数

10部作成してください。

(エ) その他

企画提案書等の作成に伴う費用は、提案者の負担とします。また、提出いただいた企画提案書等は返却しません。

(2) 見積書の作成

ア 内容

見積額とその積算の根拠を記載してください。

イ 書式、部数等

(ア) 書式

任意です。

(イ) 枚数等

A4サイズで、枚数は任意です。

(ウ) 部数

1部（原本）作成してください。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書及び見積書を次のとおり提出してください。

ア 提出期限：令和4年7月1日（金） 午後5時

イ 提出場所：1(5)と同じ

ウ 提出方法：持参

7 提案資格の喪失

当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けた者が、提案資格確認結果通知後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。

8 評価委員会の開催

本業務委託の委託業者を選定するにあたり、評価委員会を開催します。

(1) 実施日程

令和4年7月6日（水）を予定しています。場所、時刻等詳細は別途連絡します。

(2) 評価委員会の内容

企画提案書等についてヒアリングを実施します。ヒアリングは20分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）で行います。ヒアリングをもとに審査及び評価を行います。

(3) 評価基準

評価項目及び配点は次のとおりです。評価については、技術点（50点）、価格点（10点）、総合点（技術点＋価格点）とし、1委員につき60点満点で評価を行います。

ア 技術点（50点）

(ア) 業務内容の理解度（5点）

業務内容の趣旨を的確に反映した内容であるか。

(イ) 企画力（10点）

具体的且つ魅力的な提案が示されているか。専門的知識からの提案内容となっているか。

(ウ) 表現力（5点）

分かりやすい提案書となっているか。

(エ) 実現性（10点）

実現可能な提案内容になっているか。

(オ) 人員配置（5点）

安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか。

(カ) 専門的知識（10点）

魅力的な知見を有しているか。

(キ) コミュニケーション力（5点）

業務への積極的な取組姿勢が感じられるか。説明能力や質疑応答能力が高いか。

イ 価格点（10点）

価格点＝（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）×価格点満点とする。

ウ 総合点

技術点＋価格点とする。（総合点の最低基準点は6割とする。）

(4) 順位の決定方法

出席委員の評価点の合計により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考過程により最終順位を確定します。

ア 評価項目の「企画力」、「実現性」及び「専門的知識」の合計点が最も高い業者

イ アに該当する業者が複数ある場合、委員の協議により最終順位を決定する。

(5) その他

本業務を遂行する際の担当者が出席し、説明してください。

9 評価結果の通知

評価結果は全ての業者に電子メールにて通知します。

10 その他

(1) 応募が1社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。

- (2) 契約保証金は、川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。
- (3) 評価委員会において受託予定者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。受託者は契約書を作成する必要があります。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、1 (5) と同じです。
- (6) 当該入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。